

# 令和5年度ワンヘルスマスター育成プログラム 募集要項

## 1. ワンヘルスマスターとは

ワンヘルスの基本(理念、歴史、現状)から実践的なワンヘルスの取組例まで教えることができ、積極的にワンヘルスの啓発活動を行う人です。

プログラムを修了して、マスターの認定を受けた方には地域での学習会などで講師として、啓発活動に取り組んでいただきます。

## 2. ワンヘルスマスター育成プログラムの概要

### (1) 募集対象

- ①福岡県内で活動できる方
- ②ワンヘルスに関心があり、「ワンヘルスマスター」として地域での啓発活動に取り組んでいただける方
- ③「ワンヘルスマスター」として活動する際は福岡県ワンヘルス推進基本条例第9条(ワンヘルス実践の基本方針)に掲げる基本方針に同意し活動いただける方

### (2) 募集人数

10人程度

### (3) 募集期間

令和5年7月6日(木)から令和5年7月31日(月) 17時まで

### (4) 受講料

無料 ※ただし、集合場所までの交通費等は自己負担となります。

### (5) 応募方法及び提出先

参加申込書(様式1)に必要事項を記入の上、「4 問い合わせ先(主催者)」までメールで提出してください。

### (6) 選考及び結果通知

書面審査及びオンライン(Zoom)での面接を行います。参加申込書(様式1)に希望日及び開始時間を第3希望まで記入してください。面接日時及び面接で使用するZoomIDは募集期間終了後にメールにてお知らせいたします。

希望日は8月7日(月)～10日(木)のいずれか、開始時間は10:00～16:00(11:00～12:30を除く)の中で記入してください。

選考結果は8月21日(月)までにメールにてお知らせします。

(7)プログラム内容

開催日	講座内容		開催場所 (集合場所) (解散場所)	行動計画の柱
	座学	体験		
8月30日 (水)	○ワンヘルスの基本 ○人獣共通感染症 ○薬剤耐性菌	○顕微鏡による標本見学 ○採取実習 ○検査の見学	○県保健環境研究所 (博多駅) (博多駅)	①人獣共通感染症対策 ②薬剤耐性菌対策
10月4日 (水)	○自然や動物とのふれあいによる健康づくり	○森の散策 ○馬とのふれあい体験	○四王寺県民の森 ○ワンヘルスパーク (博多駅) (福岡市舞鶴公園)	⑤健康づくり
10月18日 (水)	○生物多様性 ○気候変動 ○水質 ○大気	○希少種等の観察 ○気候変動に関する体験学習 ○水質測定	○県保健環境研究所 (博多駅) (博多駅)	③環境保護
11月9日 (木)	○環境に配慮した農林水産物やワンヘルス認証制度 ○食ロス削減	○ワンヘルス認証生産者の生産現場の見学	○県庁 ○認証生産者 (県庁) (博多駅)	⑥環境と人と動物のより良い関係づくり
11月29日 (水)	○人と動物の共生社会づくり	○大牟田市動物園の見学	○大牟田市動物園 (大牟田市動物園) (大牟田市動物園)	④人と動物の共生社会づくり
12月13日 (水)	○ワンヘルスの普及啓発	○グループワーク	○県庁 (県庁) (県庁)	⑦ワンヘルス実践の基盤整備
1月30日 (火)	—	○発表	○県庁 (県庁) (県庁)	⑦ワンヘルス実践の基盤整備

※現時点での予定であり、変更の可能性があります。

※集合及び解散は概ね10時、17時頃を予定しています(最終日は14時頃解散)

※集合場所から開催場所及び解散場所までは貸切バスでの移動となります。

### 3 その他

- (1)プログラム修了者は県が「ワンヘルスマスター」として認定します。なお、修了は原則として全ての講座に出席することを要件としますが、やむを得ない理由で欠席する場合は、別途県が指示をする課題の提出を行うことで出席と認めることがあります。
- (2)プログラム参加中(移動中を含む)に生じた個人的な経費(医療費等)は、受講者個人の負担とします。
- (3)開催日の昼食は、県がお弁当を準備します。
- (4)プログラム中の事故等については、県が保険料を負担する保険の範囲内で対応します。
- (5)自然災害等により、プログラムの内容等を変更する場合があります。

### 4 問い合わせ先(主催者)

福岡県保健医療介護部ワンヘルス総合推進室 ワンヘルス推進係

住所: 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL:092-643-3622 (平日9:00~17:00) / FAX:092-643-3697

メールアドレス:one-health@pref.fukuoka.lg.jp

担当:松尾

県HP:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp//contents/onehealthmaster.html>



#### ※福岡県ワンヘルス推進基本条例第9条(抜粋)

(ワンヘルス実践の基本方針)

- 第九条 県、市町村その他第六条から第八条までに規定する者又は団体並びに県民及び事業者がワンヘルスの実践に取り組むに当たっては、基本理念にのっとり、次の各項に掲げる課題に関し、当該各項に規定する基本方針の下に行動し、又は活動するよう努めるものとする。
- 2 人獣共通感染症対策は、人、動物及び環境の各分野における専門的かつ科学的な知見と根拠に基づき、感染源、感染経路及び宿主それぞれに関する対策を研究し、及び講ずること並びに人獣共通感染症に対する県民の理解を深め、適切な対応を可能とすること等により、人獣共通感染症から県民の生命と健康その他の人権を守ることを旨として推進するものとする。
  - 3 薬剤耐性菌対策は、抗菌性薬剤の過剰使用に起因して薬剤耐性菌が増加し、国境を越えて人と動物の健康に対する重大な脅威となっている状況を踏まえ、薬剤の適正使用等の取組について、世界保健機関(WHO)を中心とした国際的な連携及び協力の下に推進するものとする。
  - 4 環境保護は、過剰な森林の伐採や化石燃料の大量消費等の人間活動が一因となった気候変動及び都市化の進展等により、生態系が劣化し、森林の中で生息していたウイルス等の微生物と人間が遭遇する契機となったとされていることから、調和のとれた自然環境の保全と生物の棲み分けの維持が人と動物の健康の維持及び生活環境の保全に不可欠であることを踏まえて推進するものとする。
  - 5 人と動物の共生社会づくりは、次の各号に掲げる観点を踏まえて推進するものとする。
    - 一 現代社会において、愛玩動物が家族の一員となり、人の心の健康づくりや生活の質の向上に貢献していることから、医療、福祉、教育等、様々な分野で愛玩動物を広く活用するとともに、虐待や不適切な飼育と健康管理による愛玩動物への危害及び周辺的生活環境への被害を防止することにより人と愛玩動物の関係をより良く保つこと。
    - 二 災害発生時等、人と愛玩動物の救助が必要な事態に備え、救助犬を活用した人の救助活動や愛玩動物の避難及び救護等を迅速に実施できる体制を整備すべきこと。
    - 三 人と野生動物については、野生動物の生態や行動を理解し、適正に棲み分けることにより、共存を図る必要があること。
  - 6 健康づくりは、人及び動物が皆、身体的、精神的及び社会的に良好な状態で生きることができる生活環境の整備を促進し、誰もがスポーツを様々な形で楽しんだり、調和のとれた自然環境と多様な動植物との関係の中で主体的に生きることができるよう支援すること等を旨として推進するものとする。
  - 7 環境と人と動物のより良い関係づくりは、人の健康は、健全な環境の下で生産された健康な家畜その他の安全な農林水産物等を食することで維持されること及び次の観点を踏まえて推進するものとする。
    - 一 人の健康に有益な働きをする細菌の活用
    - 二 生産者と消費者の結び付きを深め、食の重要性や農林水産業の役割及び意義に対する理解の促進に寄与する地産地消(その地域で生産されたものをその地域で消費し、又は利用することをいう。)の推進
    - 三 消費者が「食」に対する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な生活を実践することができるようにする「食育」の推進
    - 四 生産及び消費における環境への負荷の低減